

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第二課

1. 案件名 (国名)

国名：ガーナ共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

ガーナ共和国(以下、「ガーナ」という。)においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。このため、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

1) 農業・農村振興

ガーナの農業は GDP の約 20%を占める基幹産業であるが、カカオを中心とする典型的な一次産品依存型であるため、気候や国際価格の影響を受けやすい。加えて、ガーナの農業従事者の大多数は肥料や農薬、農業機械などの十分な投入ができない貧しい小規模農家であることから、生産性や収益性が低く不安定である(JICA 国別分析ペーパー(2014年11月)(以下「JCAP」という。))。「中期国家開発計画：Ghana Shared Growth and Development Agenda II 2014-2017(以下、「GSGDA II」という。)」において、ガーナ政府は食糧安全保障及び経済成長に寄与する農業分野の育成を目標としており、農業機械化や農業への民間投資促進に向けた食糧農業省の機能強化が必要である(GSGDA II)ことから、これらを担う中核人材の育成は不可欠である。

2) 資源・エネルギー

エネルギー分野において、石油・ガス分野の着実な事業化と収益の国内経済への裨益、そのための制度整備や人材育成が必要である(JCAP)。また、電力不足が深刻で、電化率向上、電気料金の適正化、地方電化、送配電設備の更新・増強が喫緊の課題であり、同分野の改革に優先的に取り組むことを GSGDA II にも記していることから、電力行政を所管する人材の育成が重要である。

3) 地方農村部の活性化

ガーナ政府は、GSGDA II において、保健は重点分野の一つとしている。同分野において 2010 年からは新たに 4 年サイクルでの「国家保健セクター中期開発計画(The Health Sector Medium-Term Development Plan 2014-2017(以下、「HSMTDP 2014-2017」という。))」が策定された。HSMTDP 2014-2017 では、①医療アクセスの公平化、②貧困層保護を目的とする持続的な保健財政システムの確立、③ガバナンスと保健システムの効率性改善、④精神疾患ケアを含む保健サービスの質の改善、⑤MDGs 達成と成果持続性確保のための国家体制の強化、⑥非伝染性疾病及び感染症の予防と制御の強化の 6 つの政策目標を掲げ、重点的に取り組む計画を示している。これらの推進にあたっては保健行政による保

健人材育成や資機材調達等のリソース管理、適切な予算執行・監理、事業計画・評価・モニタリングが不可欠であり、それらを中核的に担う高等人材の育成が必要である。

4) 行財政機能の強化

現在、ガーナは中期的に安定した経済成長を続けており、2010年にガーナ統計局が行ったGDP算出方法見直しを機に低中所得国入りしている。他方、財政赤字や経常支出の赤字等の問題があり、財政面での課題は依然として大きく、また貧富の格差拡大が引き続き深刻な問題となっている(JCAP)。こうした背景のもと、GSGDA IIにおいても、マクロ経済の安定は最重要課題の一つに掲げられており、早急な財政健全化に向けた取り組みが求められているが、財務省を初めとする関係機関に十分な能力を有する職員が配置されていない現状がある。

(3) 各開発課題に対する我が国及びJICAの援助方針と実績

1) 農業・農村振興

我が国の対ガーナ国別援助方針(2012年4月)において、重点分野として「農業(稲作)」が設定されている。JCAPにおいても、稲作振興に焦点を当て、農家の技術向上、農業機械化、生産性向上、稲作面積の拡大、さらには民間投資拡大による市場へのアクセス強化に取り組むとしており、政策支援も重要な柱である。

2) 資源・エネルギー

我が国の対ガーナ国別援助方針(2012年4月)において、重点分野として「経済インフラ(電力、運輸交通)」が設定されており、JCAPにおいても、特に首都圏等の経済拠点への効率的な電力供給を実現する基幹送変電、配電設備等への支援を推進することとしている。

3) 地方農村部の活性化

我が国の対ガーナ国別援助方針(2012年4月)において、重点分野として「保健・理数科教育」が設定されている。また、JCAPにおいても妊産婦及び5歳未満児の死亡率低下に向けた取り組みをはじめとする保健分野支援を重点分野に位置付けている。

またJICAは、北部を対象に技術協力プロジェクト「北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト(2017年~2022年)」を実施予定。

4) 行財政機能の強化

我が国の対ガーナ国別援助方針(2012年4月)において、重点分野として「行財政運営能力の強化」が設定されている。また、JCAPにおいても中央政府における中堅行政官の能力向上が「行財政人材育成プログラム」の取り組みとして位置づけられている。

また、公共支出管理が脆弱であるとのIMFの指摘があるなど、公共財政管理の重要性に鑑み、我が国は一省庁(食糧農業省)の財務管理の改善を図る技術協力プロジェクト「食糧農業省財務管理改善プロジェクト(2010年~2016年)」を実施中である。更に、我が国は対ガーナ円借款を再開予定であることから、政府の財政政策立案能力、政策実施能力を強化するための若手官僚育成は重要である。

(4) 他の援助機関の対応

当国において類似事業を実施する主なドナーとして、ドイツ、デンマーク、カナダのほか、世界銀行、アフリカ開発銀行等の国際機関等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、当国の政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。プロジェクトサイト/対象地域名
該当なし。

(2) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 10 名の留学生(修士課程 10 名)が、我が国大学院において、ガーナにおける優先開発課題の分野で知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施すること、さらに正規の授業以外に人材育成支援無償案件留学生を対象とした特別プログラムを大学が提供することにより、受入国の開発課題解決により直結したプログラムを提供する。なお、本年はその第 2 年次事業として実施するものである。

(3) 総事業費/概算協力額

総事業費 1.84 億円（概算協力額（日本側）：1.84 億円、ガーナ側：0 円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2017 年 8 月～2020 年 4 月を予定（計 33 ヶ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、ガーナにおいて運営委員会を設置し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成:ガーナ政府関係者(財務省等)、在外公館、JICA ガーナ事務所針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(7) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ 2) 貧困削減促進

該当なし。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）

該当なし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

特になし。(9) その他特記事項

該当なし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ① 当国の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後、所属先を離職しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の人材育成奨学計画では、受入分野・受入大学等に関し年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、本事業においては、事業効果をその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、事前調査を実施してガーナにおける優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

本事業は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、ガーナにおける共通した重要課題であり、また、本事業は同国開発計画及び同国に対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に反映させることができる。
- ・ 被援助国から援助国へと成長する過程で日本の行政が果たしてきた役割は、行政官である留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2017年実績値)	目標値 (2021年)
留学する学生数 (修士)	0	10
留学生の学位取得率 (%) ⁱ	0	95%

2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位 (修士) を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受け入れにより、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資する。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6. (2) 1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以 上

ⁱ 学位取得率については、4期分の計画(3.(1)②事業内容参照)全体における目標値とする。また、4.(2)に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。